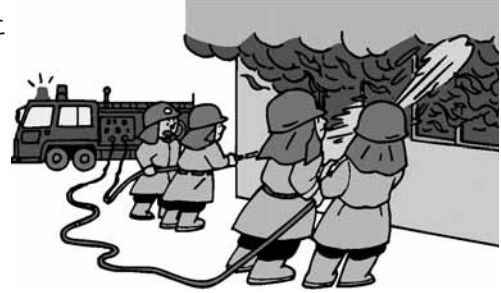


平成 22 年火災・救急・救助の状況

平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日

22 年は火災・救急の出場件数は例年並みの数値となりましたが住宅火災により死者が出る結果となりました。



火 災

安平支署			追分出張所		
件数	焼損面積	損害額	件数	焼損面積	損害額
1	276㎡	6,216千円	2	80㎡	5,940千円

救 急

出場 順位	事故種別	安平支署			追分出張所			
		出場 件数	搬送 件数	不搬送 件数	事故種別	出場 件数	搬送 件数	不搬送 件数
1位	急 病	146	133	12	急 病	110	103	7
2位	一般負傷	32	29	3	一般負傷	31	29	2
3位	労働災害	16	16	0	転院搬送	28	28	0
4位	交 通	15	20	2	交 通	7	7	1
5位	転院搬送	15	15	0	自損行為	4	2	2
6位	運動競技	3	3	0	労働災害	2	3	0
7位	水 難	1	0	1	運動競技	1	1	0
8位	加 害	1	1	0	医師搬送	1	0	1
合 計	合 計	229	217	18	合 計	184	173	13

救 助

	安平支署			追分出張所		
	出場	活動	救助	出場	活動	救助
火 災 (建 物)	0	0	0	1	1	1
交 通	1	1	0	1	0	0

その他

件数	安平支署	追分出張所
	2	4
出動 事由	自動火災報知機誤報	千歳市への応援(2) 警戒(1)・誤報(1)



過去 5 年間 出場件数

	安平支署			追分出張所			合 計		
	火災	救急	救助	火災	救急	救助	火災	救急	救助
H 17	2	268	3	3	145	0	5	413	3
H 18	4	258	4	1	148	1	5	406	5
H 19	2	263	2	0	153	1	2	416	3
H 20	1	224	4	0	170	0	1	394	4
H 21	4	224	2	0	171	1	4	395	3

住宅用火災警報器の必要性

住宅火災による死者数は、建物火災による死者数全体の約9割を占めそのうち実に約6割近くが65歳以上の高齢者です。(消防庁統計による)

亡くなった方の半数以上が「発見の遅れ」が原因となっており、火災の発生をいち早く知らせしてくれる住宅用火災警報器などの設置が有効とされ義務づけられました。

購入するには？

■ 防火設備取扱店や電気機器販売店、ホームセンター等で購入ができます。



■ 上記マークが付いている製品は、国が定める法令規格に適合しています。

悪質な訪問販売等に注意！

消防職員を装った訪問販売のケースが発生しています。消防職員が販売することはありません。

設置はお済ですか？ 住宅用火災警報機

平成 23 年 6 月 1 日からすべての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務となります。

どこに設置するの？

胆振東部消防組合火災予防条例に基づき設置が必要です。

■ 設置場所

- ① 寝室
(普段就寝に使われる部屋。来客用の寝室は除きます。)
- ② 寝室がある階の階段上部
(野外階段及び避難階は除きます。※2)



住宅用火災報知器設置例

- ③ 前記①、②が該当しない階で、7㎡(およそ4畳半)以上の居室が5部屋以上ある階の廊下部分。(廊下が無い場合は階段上部)
- そのほかに3階建て以上の住宅の場合は、前記以外に設置する場所がありますので、消防署にお問合せください。

※2…避難階とは、階段等を使わず直接地上に出られる階。